

## 再審見直し 来月に答申

〈2026年1月21日付 朝日新聞朝刊1面(東京本社最終版)より〉

※原文から一部書き直している場合があります。

① **刑事** 裁判をやり直す「再審」制度の見直しをめぐり、法務省は2026年1月20日、法制審議会(法相の諮問機関)の部会に、**刑事**訴訟法の改正に向けた試案を示した。裁判所の再審開始決定に対する**〔A 検察〕**の不服申し立て禁止は盛り込まれず、政府法案では不服申し立て権限が維持される方向となった。

試案には、裁判所が一定の条件下で**〔検察〕**に② **証拠**開示命令を出す規定などを明記。ただし、開示対象は、再審請求理由と関連性があり、再審開始決定の可否を判断するうえで必要性があり、開示しても弊害がないと判断された範囲に限定される。

法制審は2月12日にも、試案に基づく要綱を法相に答申。法務省は衆院選後の国会に**〔刑〕**訴法改正案を提出する方針だ。

**〔検察〕**の不服申し立てを禁止するかどうかは、今回の見直しで、**〔証拠〕**開示のあり方と並ぶ焦点だ。現行法では、「無罪を言い渡すべき明らかな新**〔証拠〕**」というハードルを越え、裁判所が再審開始決定を出しても、**〔検察〕**の不服申し立てが可能。再審開始が確定し、再審公判が始まるまで長い年月がかかり、③ **冤罪**からの救済が遅れる一因になっているとの批判がある。

熊本県の一家殺傷事件で死刑とされた後、1983年に再審無罪となった免田栄さんの場合、初めての再審開始決定から再審開始確定まで24年。福井女子中学生殺害事件で無罪になった前川彰司<sup>しょうし</sup>さんは13年、静岡一家殺害事件で無罪になった袴田巖<sup>いわお</sup>さんも9年要した。

法制審の部会で弁護士らは、**〔検察〕**と弁護側が主張し合う通常の**〔刑事〕**裁判と違い、再審請求審では**〔検察〕**が当事者ではないため、不服申し立ての権限はないと指摘。再審公判で主張を尽くせばよいとして禁止を求めた。

これに対し**〔刑事〕**法学者らは、上訴制度全体との整合性がとれなくなると反論。再審開始決定は④ **確定判決**の見直しにつながり得る重大な判断で、不服申し立て権限を維持すべきだと訴え、これが多数意見となっていた。

不服申し立てをめぐっては、⑤ **超党派**の国会議員連盟(会長=柴山昌彦・自民党政調会長代理)が禁止を明記した議員立法案をまとめており、政府法案の与党審査や国会審議で争点となりそうだ。

Q 記事の内容として誤っているものを、次の①～④から一つ選びなさい。

- ① 再審制度の見直しをめぐり、法務省は法改正に向けた試案を示した
- ② 裁判所が再審開始を決定したら、すぐに再審公判が始まる
- ③ 法制審の部会で弁護士らは、不服申し立ての禁止を求めた
- ④ 国会議員連盟は、不服申し立て禁止を明記した法案をまとめている

一度確定した有罪判決が「誤っているかもしれない」として裁判をやり直すこと。冤罪被害者の救済のための最後の手段となっている。かつては再審のハードルが極めて高いため、「開かずの扉」と呼ばれた時代もあったが、近年は再審で無罪になる事件が相次いでいる。

いまの刑訴法には再審手続きの証拠開示に関する規定がなく、裁判所が開示を勧告しても、検察が開示する義務はない。再審で無罪を決定づけることになる証拠が明かされたのが、最初の再審請求から29年後だったケースもある。

再審が認められるには、「無罪を言い渡すべき新たな証拠」が必要だ。最近ではDNA型鑑定技術の進歩により、新証拠が見つかるケースもある。また、通常審で明かされなかった証拠が再審請求後に開示され、再審開始や無罪につながった例も少なくない。

静岡一家殺害事件で死刑とされていた袴田巖さんは2024年、再審請求から43年を経て無罪となった。救済の遅れが注目を集めたことが契機となり、再審制度の見直しに向けた議論が始まった。

再審を認めるかどうかを争う再審請求審では、弁護側と検察側の双方が立証を尽くしたうえで、裁判所が再審開始を決定する。そのため、ほとんどの場合、再審開始が事実上の「無罪宣告」となっていて、再審公判で、改めて有罪となることはまずない。